

消費者委員会令及び消費者委員会運営規則について

消費者委員会令（平成 21 年政令第 216 号）（抄）

（議事）

第二条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。

消費者委員会運営規程（平成 21 年 9 月 1 日消費者委員会決定）（抄）

（会議）

第二条 消費者委員会令第二条第 2 項及び第 3 項に規定する出席には、会議の開催場所への出席のほか、委員長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含めるものとする。

- 2 委員長は、会議を開くことが困難なやむを得ない事情があり、かつ、緊急に委員会の議決を行う必要があると認めるときは、書面により各委員の意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって議決とすることができる。
- 3 前項の規定により議決を行った場合は、委員長は次の会議においてその旨を報告するものとする。
- 4 第 2 項に規定する議決の方法は、合議制の機関において調査審議することの意義が、委員が一堂に会して議論することにより多様な意見を反映させて意見をまとめることが可能となる点にあることに留意して、慎重に運用しなければならない。
- 5 前四項の規定は、部会、専門調査会及びワーキンググループ等の下部組織の会議について準用する。